1

平成 31 年第 1 回

多治見市議会定例会議案

平成 31 年 2 月 22 日

目　　　　　　次

報第１号　専決処分の報告について ……………………………………… 1
報第２号　専決処分の報告について ……………………………………… 2
報第３号　専決処分の報告について ……………………………………… 3
報第４号　専決処分の報告について ……………………………………… 4
報第５号　専決処分の報告について ……………………………………… 5
承第１号　専決処分の承認を求めるについて …………………………… 6
議第１号　多治見市個人情報保護条例の一部を改正するについて……………… 7
議第２号　多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて……………………………………… 9
議第３号　多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて …………………………………………………12
議第４号　多治見市介護保険条例の一部を改正するについて…………………13
議第５号　多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて……………14
議第６号　多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するについて‥15
議第７号　多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて16
議第32号　財産の無償譲渡について………………………………………17
議第33号　土地の処分について……………………………………………18
議第34号　権利の放棄について……………………………………………19
議第35号　権利の放棄について……………………………………………20
議第36号　権利の放棄について……………………………………………21
議第37号　市政監察契約の締結について…………………………………22
議第38号　多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………23
議第39号　市道路線の廃止について………………………………………24
議第40号　市道路線の廃止について………………………………………25
議第41号　市道路線の認定について………………………………………26
議第42号　市道路線の認定について………………………………………27
議第43号　市道路線の認定について………………………………………28

議第44号　市道路線の廃止について……29
議第45号　市道路線の廃止について……30
議第46号　市道路線の認定について……31
議第47号　市道路線の認定について……32
議第48号　市道路線の認定について……33
議第49号　市道路線の認定について……34
議第50号　市道路線の認定について……35
議第51号　市道路線の認定について……36
議第52号　市道路線の認定について……37
議第53号　市道路線の認定について……38
議第54号　市道路線の認定について……39
議第55号　市道路線の認定について……40
議第56号　市道路線の認定について……41
議第57号　市道路線の廃止及び認定について……42
議第58号　市道路線の廃止及び認定について……43
議第59号　市道路線の廃止について……44
議第60号　市道路線の廃止について……45
議第61号　市道路線の廃止について……46
議第62号　市道路線の廃止について……47
議第63号　市道路線の廃止について……48
議第64号　市道路線の廃止について……49
議第65号　市道路線の廃止について……50
議第66号　市道路線の認定について……51
議第67号　市道路線の認定について……52
議第68号　市道路線の認定について……53
議第69号　市道路線の認定について……54

報第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年９月４日午後２時25分頃、市内白山町３丁目地内において、市道215000線の街路樹が、台風21号に伴う暴風により倒れ、隣接する個人所有の駐車場のフェンスを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

平成30年11月27日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　70,200円

報第２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第18号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年９月４日、多治見市平和霊園において、台風21号に伴う暴風により植栽木の幹が折れて飛ばされ、Ｃ（Ｃ）えい地第93号区画の墓石等を損壊させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

平成30年11月28日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　215,000円

報第３号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第19号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年11月12日午前11時頃、多治見北消防署において、本市職員（北消防署所属）が少量危険物移動タンク貯蔵所の検査中に、注油ノズルのレバーの機能点検をしていたところ、同レバーを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

平成30年12月17日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　12,987円

報第４号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第20号

損害賠償の額を定めるについて

平成30年９月４日、市内笠原町3221番１において、当該地と隣接する本市所有山林との境界線上の立木が、台風21号に伴う暴風により倒れ、倉庫の屋根の一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

平成30年12月18日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　104,220円

報第５号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第１号

損害賠償の額を定めるについて

平成31年１月６日午後６時20分頃、可児市広見地内の病院駐車場において、本市職員（北消防署所属）の運転する救急車が右旋回中に、駐車中の普通自動車に衝突し、同車両前部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

平成31年２月12日

多治見市長　　古　川　　雅　典

損害賠償額　一金　190,374円

承第１号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、平成30年度多治見市一般会計補正予算（第５号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

専第２号

平成30年度多治見市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、専決処分する。

平成31年２月13日

多治見市長　　古　川　　雅　典

議第１号

多治見市個人情報保護条例の一部を改正するについて

多治見市個人情報保護条例（平成８年条例第25号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市個人情報保護条例の一部を改正する条例

多治見市個人情報保護条例（平成８年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第１項中「閲覧、視聴、写しの交付その他実施機関の定める方法による認識（以下「開示」という。）」を「開示」に改め、同条第２項各号列記以外の部分中「いずれか」を「各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれか」に改め、同項第１号中「もの」を「情報」に改め、同項第２号を次のように改める。

（２）　本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

第13条第２項第４号中「前３号」を「前各号」に、「認めるもの」を「認める情報」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「もの」を「情報」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）　本人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの

第13条第３項中「前項各号のいずれかに該当する自己情報」を「不開示情報」に、「同項各号のいずれか」を「不開示情報」に改める。

第13条の次に次の１条を加える。

（自己情報の存否に関する情報）

第13条の２　開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否か

を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

第15条の見出しを「（開示の決定等）」に改め、同条第１項中「開示しない旨」の次に「（第13条の２の規定により開示請求を拒否する旨及び開示請求に係る自己情報を保有していない旨を含む。第４項において同じ。）」を加える。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

議第２号

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第２　３の項中

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同表４の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同表６の項中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)」に改め、同表９の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同表11の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

」に

改め、同表18の項中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

」を

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの
中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

」に

改める。

附　則

この条例は、平成31年６月１日から施行する。ただし、別表第２　３の項、６の項及び18の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第３号

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条に次の１項を加える。

３　前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

議第４号

多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例（平成12年条例第３号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市介護保険条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例（平成12年条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の２の見出し中「平成30年度」の次に「及び平成31年度」を加え、同条中「平成30年度」の次に「及び平成31年度の各年度」を加える。

附　則

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

議第５号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条の６中「58万円」を「61万円」に改める。

第20条第１項各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同項第２号中「275,000円」を「28万円」に改め、同項第３号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第３項及び第４項中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第11条の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同条中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、「減免」の次に「（所得割額の減免に限る。）」を加える。

附　則

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の多治見市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第６号

多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するについて

多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

多治見市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第１項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第３項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附　則

１　この条例は、平成31年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第15条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議第７号

多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第２号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

多治見市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

多治見市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１第１号（１）の表中備考５を備考６とし、備考４を備考５とし、備考３を備考４とし、備考２を備考３とし、備考１の次に次のように加える。

２　第１競技場の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として１時間までごとに5,830円を加算する。

附　則

この条例は、平成31年５月１日から施行する。

議第32号

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　譲渡する財産

土地

所在地番　長野県木曽郡王滝村3159番121

地目　原野

面積　1,903平方メートル

２　譲渡の相手方　長野県木曽郡王滝村3623番地

王滝村長　瀬戸　普

３　譲渡の理由　平成17年に廃止した職員保養所の敷地を、今後利活用の見込みがないことから地元自治体へ寄附する。

議第33号

土地の処分について

次の土地を処分するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　所在地番　多治見市東町一丁目９番３、54及び61並びに21番16及び109
２　地目　宅地、雑種地、山林
３　処分予定面積　9,413.89平方メートル
４　処分予定価格　一金　134,190,818円
５　処分の相手方　東京都中央区銀座一丁目21番４号
株式会社ＴＯＮＮＥＸ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ
代表取締役　中野　晋一

議第34号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　権利放棄の内容　土地貸付料の未収金

２　債務者

債務者１	＊＊＊＊	＊＊　＊＊
債務者２	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊

３　権利放棄する金額　計 3,648,774 円

債務者１	3,232,151円
債務者２	416,623円

４　権利放棄の理由

債務者１	債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、対象の債権について、履行の見込みがないと認められるため。
債務者２	対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。

議第35号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

1　権利放棄の内容　生活保護法第78条の規定による生活保護費徴収金の未収金
2　債務者　＊＊＊＊　＊＊　＊＊
3　権利放棄する金額　385,000円
4　権利放棄の理由　債務者が死亡し、その債務に関する相続人を確認できないため。

議第36号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

1　権利放棄の内容　市営住宅家賃の未収金
2　債務者　＊＊＊＊　＊＊　＊＊
3　権利放棄する金額　920,100円
4　権利放棄の理由　債務者及び連帯保証人が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるため。

議第37号

市政監察契約の締結について

次の者と市政監察契約を締結したいので、多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第15条第４項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

１　契約の目的　市政監察契約

２　契約の方法　随意契約

３　契約金額　次に掲げる額（消費税等の額を含まない。）

（１）　基本額　月額20,000円

（２）　実績額　次のア及びイの合計額

ア　公益通報に基づく調査１件につき30,000円

イ　公益通報に基づく調査１時間につき15,000円。ただし、１時間に満たない時間については、30分未満は7,500円とし、30分以上は15,000円とする。

４　契約の相手方　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

美和　勇夫

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

冨田　武生

議第38号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	山田　宏之	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	再任（任期は、平成34年３月25日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員　山田　宏之氏の任期が、平成31年３月25日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第39号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
３ １ ８ ４	３１４３１２	多治見市　小名田町西ケ洞　100番１　地先から 同　　市　旭ケ丘10丁目　　６番126　地先まで	

議第40号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
６００５	613804	多治見市　明和町６丁目　32番１　地先から 同　　市　小名田町西ケ洞　88番　地先まで	

議第41号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
３ １ ８ ４	３１４３１２	多治見市　小名田町西ケ洞　100番１　地先から 同　　市　明和町６丁目　31番６　地先まで	

議第42号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
３１８５	314313	多治見市　小名田町西ケ洞　88番３　地先から 同　　市　旭ヶ丘10丁目　６番126　地先まで	

議第43号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
４１７３	413225	多治見市　宝町１丁目　14番１　地先から 同　　市　宝町１丁目　15番　地先まで	

議第44号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
８ ２ ５ ２	８６０９００	多治見市　笠原町字権現　2214番５　地先から 同　　市　笠原町字羽根浦 593番１　地先まで	

議第45号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ２ ９ ０	８６１４０２	多治見市　笠原町字権現　2202番４　地先から 同　　市　笠原町字権現　2204番６　地先まで	

議第46号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
８ ２ ５ ２	８６０９００	多治見市　笠原町字向島　2232番７　地先から 同　　市　笠原町字羽根浦 593番１　地先まで	

議第47号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
８ ４ ０ ６	８６０９０１	多治見市　笠原町字権現　2200番224　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番205　地先まで	

議第48号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ４ ０ ７	８６０９０２	多治見市　笠原町字権現　2200番187　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番228　地先まで	

議第49号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８４０８	８６０９０３	多治見市　笠原町字権現　2200番236　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番227　地先まで	

議第50号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な 経過地
８ ４ ０ ９	８６０９０４	多治見市　笠原町字権現　2200番260　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番255　地先まで	

議第51号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ４ １ ０	８６０９０５	多治見市　笠原町字権現　2200番275　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番23　地先まで	

議第52号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ４ １ １	８６０９０６	多治見市　笠原町字権現　2200番96　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番87　地先まで	

議第53号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ４ １ ２	８６０９０７	多治見市　笠原町字権現　2200番88　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番61　地先まで	

議第54号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ４ １ ３	８６０９０８	多治見市　笠原町字権現　2200番100　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番109　地先まで	

議第55号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ４ １ ４	８６０９０９	多治見市　笠原町字権現　2200番116　地先から 同　　市　笠原町字権現　2200番135　地先まで	

議第56号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
８ ２ ９ ０	８６１４０２	多治見市　笠原町字権現　2204番５　地先から 同　　市　笠原町字権現　2204番６　地先まで	

議第57号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項（同法第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

区分	整理番号	路 線 名	起点 終点	重要な経過地
廃止	９１１３	９１２５１８	多治見市　大針町字台　27番１　地先から 同　　市　大針町字台　27番１　地先まで	
認定	９１１３	９１２５１８	多治見市　大針町字台　27番６　地先から 同　　市　大針町字台　６番62　地先まで	

議第58号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項（同法第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

区分	整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
廃止	９ ０ ４ ５	９１４５１９	多治見市　姫町１丁目 66番１　地先から 同　　市　姫町１丁目 60番１　地先まで	
認定	９ ０ ４ ５	９１４５１９	多治見市　姫町１丁目 66番１　地先から 同　　市　姫町１丁目 １番101　地先まで	

議第59号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
９０６３	930233	多治見市　姫町６丁目　58番　地先から 同　市　姫町６丁目　117番７　地先まで	

議第60号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
９０６４	930234	多治見市　姫町６丁目　117番１　地先から 同　　市　姫町６丁目　117番１　地先まで	

議第61号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
９０６５	930235	多治見市　姫町６丁目　117番１　地先から 同　　市　姫町６丁目　58番　地先まで	

議第62号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
９０６６	930236	多治見市　姫町６丁目　117番１　地先から 同　　市　姫町６丁目　117番１　地先まで	

議第63号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
９ ０ ６ ７	９３０２３７	多治見市　姫町６丁目　117番１　地先から 同　　市　姫町６丁目　117番１　地先まで	

議第64号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
９０６８	930238	多治見市　姫町６丁目　58番　地先から 同　　市　姫町６丁目　118番77　地先まで	

議第65号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
９ ０ ８ ９	９３０２４５	多治見市　姫町６丁目　　58番　　地先から 同　　市　姫町６丁目　　58番　　地先まで	

議第66号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
９０６３	930233	多治見市　姫町６丁目　55番４　地先から 同　　市　姫町６丁目　117番７　地先まで	

議第67号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
９０６５	930235	多治見市　姫町６丁目　　１番１　　地先から 同　　市　姫町６丁目　　１番１　　地先まで	

議第68号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
９０６６	930236	多治見市　姫町６丁目　　１番１　　地先から 同　　市　姫町６丁目　　１番10　　地先まで	

議第69号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年２月22日提出

多治見市長　　古　川　　雅　典

整理番号	路 線 名	起　　点 終　　点	重要な経過地
９ ０ ６ ８	９３０２３８	多治見市　姫町６丁目　118番152　地先から 同　　市　姫町６丁目　118番77　地先まで	